

草加市ネーミングライツ選定基準

1 応募資格等の確認

「愛称の条件」「応募資格」を満たしていることを確認するため事務局で事前選定を行い、その結果を選定委員に報告します。応募者資格等が妥当である場合、選定委員が採点した合計点を基に優先交渉権者の選定を行います。

選定項目	基準	配点
愛称の条件	施設を連想できる名称を付しているか。 草加市広告掲載基準第4条に該当しないこと。	適否
応募資格	草加市広告掲載基準第3条に該当しないこと。	適否

2 選定の項目及び基準

選定項目	基準	配点
1 愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設の用途を連想できるか。 ※ 採点基準表により採点を行います。	10
2 地域貢献	草加市の事業や地域団体等への寄附、協賛、事業協力などの貢献実績、今後の地域貢献の提案、計画があるか。 ※ 採点基準表により採点を行います。	10
	市内に本社等を有しているか。 10点	20
	市内に支社又は事業所等を有しているか。 5点 市内に事務所、事業所等を有しない。 0点	
3 命名権料	①募集価格より高い応募があった場合 配点(30点)×当該申込者の応募金額÷最も高い応募金額 ②上記以外 配点(30点)×当該申込者の応募金額÷募集価格 ※ 点数は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。 ※ <u>応募金額が募集価格を大幅に下回る場合には、優先交渉権者として選定しない可能性があります。</u>	30
4 契約期間	配点(30点)×当該申込者の希望契約期間÷申込者のうち最も長い希望契約期間 ※ 平均点は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。	30

5	経営の 安定性	決算報告書、事業報告書等により、経営の安定性、持続性があるか外部有識者の意見を参考に判断します。 ※ 採点基準表により採点を行います。 ※ 交渉者として妥当でないと判断した場合、 <u>選定しない可能性が</u> あります。	10
---	------------	--	----

○採点基準表

判断基準	愛称・地域貢献・経営の安定性
特に優れている	配点×1.00
優れている	配点×0.80
標準的である	配点×0.60
やや劣っている	配点×0.40
劣っている	配点×0.20
評価できない	配点×0.00

- ア 各委員は、選定項目に基づき採点します。
- イ 各選定委員の得点から平均点を算出し、得点化します。
- ウ 最高得点獲得者を優先交渉権者とします。ただし、合計得点が最低基準点（60点）を上回る必要があります。応募者が1者のみの場合についても同様の手順で選定を行い、合計得点が最低基準点（60点）を上回った場合、優先交渉権者として選定します。
- エ 最高得点獲得者が複数いる場合や懸念点がある場合は、総合的に判断し決定します。
- オ 優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、契約に至らなかった場合には次点の応募者を優先交渉権者とします。